資料２

【 資料1―被害発生からの流れと弁護士による被害者支援・全体像 】

令和2／7／29 作成者 弁護士 長谷川桂子

情報を知りたい

★警察／被害者連絡制度
被疑者検挙の旨、氏名、年齢等
送致先検察庁
起訴不起訴等の処分結果（身柄）

在宅（逮捕されない）の場合もある

略式起訴 や 即決裁判 の場合もある

被害の発生 → 捜査 → 被疑者逮捕 → 起訴 → 公判前整理手続 → 公判期日 審理・評議 → 判決 → 控訴 → 上告 → 確定 → 服役 → 仮釈放 → 保護観察

不起訴

★検察庁／被害者等通知制度
不起訴裁定の主文検察庁、
不起訴裁定の理由の骨子

★検察庁／不起訴記録の開示請求
○アドバイス
○内容解説

★検察審査会／申立等

★検察庁／被害者通知制度
公判期日（裁判所名、日時）

★検察庁／被害者通知制度
刑事裁判の結果
主文
裁判年月日
確定・上訴

★検察庁／確定記録の閲覧謄写
○アドバイス
○内容解説

出所

■ 被害届の提出
○アドバイス
○同行
○警察官との連絡交渉
■ 告訴状・告発状の提出
○アドバイス
○書面作成
○同行
○警察官、検察官との連絡交渉
○不受理の場合の対応

★検察庁／被害者通知制度
公訴事実の要旨

被害者参加していなくてもできること

★ 裁判傍聴←★優先傍聴券の交付
○傍聴の同行、解説
○代理傍聴
★ 被害者が証人尋問を受ける
★ 付添／遮蔽
★ ビデオリンクによる証人尋問
★ ビデオリンクによる証人尋問の録画
★ 被害者の意見陳述（心情）
★ 付添／遮蔽
以上につき ○アドバイス
○検察官との打合
★ 刑事和解
○アドバイス、代理人
★ 公判記録の閲覧謄写
○アドバイス
○内容解説

★被害者参加
★公判への出席
★検察官権限行使への意見・説明求める
★情状証人への尋問
★被告人への質問
★意見陳述（法律）
○被害者参加弁護士
★旅費・日当の支給

★検察庁／被害者通知制度

検察庁 ／ 服役刑務所など受刑中の処遇状況に関する事項
刑の終了予定時期、釈放、執行猶予取消しに関する事項

地方更生保護委員会 ／ 仮釈放審理の開始・結果に関する事項

保護観察所長 ／ 保護観察の開始・終了、保護観察中の処遇状況に関する事項

法廷外

■ 事情聴取・現場検証等
○アドバイス
○同行
○警察官、検察官との連絡交渉
○捜査の不満へのアドバイス・対応

★検察庁／被害者通知制度
拘留・保釈の身柄の状況

■ 警察・検察官との連絡、申入等
警察官に捜査状況について情報・説明を求める
検察官に捜査状況について情報・説明を求める
検察官に正式裁判を求める旨伝えておく
検察官に保釈について意見を伝える
逮捕状・勾留状への被害者関係情報の秘匿

以上について
○アドバイス
○警察官、検察官への申入れ、説明を求める等

★検察官権限行使への意見・説明求める
例 裁判の進捗状況、検察官の判断・方針等について説明を求める
記録の閲覧謄写を求める
方針について意見を述べる
保釈について意見を伝える

以上について
○アドバイス
○検察官への申入れ、説明を求める等

★・・・制度の利用
■・・・その他弁護士の支援活動項目
○・・・弁護士の支援内容

損害の回復

■ 加害者側〈弁護人、加害者関係者との〉との対応 ○左記について アドバイス、 加害者側への申入をする、代理人として交渉する
謝罪、示談申し入れへの対応
再被害防止

■ 加害者側との対話

■ マスコミとの対応 取材、加熱取材、虚偽報道への対応 ○アドバイス、マスコミへの申入〈場合によっては内容証明〉、取材窓口になる

★公安委員会（窓口は警察署）／ 犯罪被害者等給付金申請 時効2年、除斥期間7年

損害賠償命令申立期間 〈 起訴後 弁論終結 まで 〉

申立 ★裁判所／損害賠償命令制度 審理 決定

■ 損害賠償〈示談交渉、調停、訴訟等〉

その他の支援

■ 被害を原因として発生する様々な問題への対処
例 家事ー相続、未成年者後見、成年後見
行政ー生活保護申請
労働ー休業、解雇